

新型コロナウイルス感染拡大に伴う定期乗車券および回数乗車券の取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、東京都を対象に2021年7月8日に政府から発令された「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）および、埼玉県・千葉県・神奈川県（以下「3県」という。）を対象に2021年7月30日に政府から発令された特措法に基づく緊急事態宣言ならびに、茨城県・栃木県・群馬県・静岡県（以下「4県」という。）を対象に2021年8月17日に政府から発令された特措法に基づく緊急事態宣言を受け、当社では定期乗車券および回数乗車券を使用されないお客さまに対して、下記のとおり払いもどしをいたします。

なお、払いもどしは緊急事態宣言解除の翌日から起算して1年以内に京急線各駅（泉岳寺駅を除く）または定期券窓口でお受けください。ご不明な点は駅係員にお尋ねください。

本取扱いは、お持ちの定期乗車券・回数乗車券の「券面表示区間」に緊急事態措置の東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県・静岡県に所在する駅が含まれている場合に限り対象となりますのでご注意ください。

【定期乗車券払いもどし時のご注意】

- ※ 払いもどしをされる前に、新たな定期乗車券を購入（上書き）された場合、旧定期乗車券の情報が消去されてしまうため、払いもどすことができなくなりますのでご注意ください。
- ※ 京急線各駅から定期乗車券の払いもどしのために定期券窓口へ向かわれる際は、自動券売機にて「定期券取扱乗車券」をご購入のうえ、定期券窓口までご持参ください。（定期券取扱乗車券は出場時も自動改札機から出てきますので、お取り忘れにご注意ください）
- ※ 払いもどしの際には公的証明書が必要となります。払いもどしに必要な証明書等は当社ホームページをご参照ください。

1-1. 定期乗車券の取扱い（東京都を対象とした緊急事態宣言に伴うもの）

2021年7月8日に政府から東京都を対象とした特措法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに伴い、**以下（1）に掲げる条件を満たす**定期乗車券を払いもどしされるお客さまについては、**2021年7月12日以降当該定期乗車券を使用していない場合**、特例により以下（2）に掲げるうち該当する日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、1か月単位で計算した額（当該定期乗車券の使用開始後7日以内の場合はご利用日数分の往復運賃を差し引いた額）を払いもどし（所定の手数料がかかります）いたします。ただし、2021年7月12日以降に当該定期乗車券を使用した場合は、その最終使用日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして取り扱います。

（1）対象となる定期乗車券の条件

条件1：2021年7月11日までに購入したものであること

条件2：緊急事態措置期間（2021年7月12日から緊急事態措置を行う期間の最終日まで）の全部または一部期間をその有効期間に含むこと

条件3：その券面表示区間に緊急事態措置の東京都に所在する駅が含まれていること

（2）定期券の払いもどしのお申し出をしたものとみなす日

イ. 2021年7月11日までに有効開始となる定期乗車券の場合

2021年7月12日

※ ただし、2021年7月12日以降の日に当該定期乗車券を使用した場合は、その最終使用日とします。

ロ. 2021年7月12日以降に有効開始となる定期乗車券の場合

（ア）定期乗車券が未使用の場合

当該定期乗車券の有効開始日の前日

（イ）定期乗車券をすでに使用した場合

当該定期乗車券の最終使用日

1-2. 定期乗車券の取扱い（3県を対象とした緊急事態宣言に伴うもの）

2021年7月30日に政府から3県を対象とした特措法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに伴い、**以下（1）に掲げる条件を満たす**定期乗車券を払いもどされるお客さまについては、**2021年8月2日以降当該定期乗車券を使用していない場合**、特例により以下（2）に掲げるうち該当する日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、**1か月単位で計算した額（当該定期乗車券の使用開始後7日以内の場合はご利用日数分の往復運賃を差し引いた額）を払いもどし（所定の手数料がかかります）いたします。**ただし、2021年8月2日以降に当該定期乗車券を使用した場合は、その最終使用日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして取り扱います。

（1）対象となる定期乗車券の条件

条件1：2021年8月1日までに購入したものであること

条件2：緊急事態措置期間（2021年8月2日から緊急事態措置を行う期間の最終日まで）の全部または一部期間をその有効期間に含むこと

条件3：その券面表示区間に緊急事態措置の3県に所在する駅が含まれていること

（2）定期券の払いもどしのお申し出をしたものとみなす日

イ. 2021年8月1日までに有効開始となる定期乗車券の場合

2021年8月2日

※ ただし、2021年8月2日以降の日に当該定期乗車券を使用した場合は、その最終使用日とします。

ロ. 2021年8月2日以降に有効開始となる定期乗車券の場合

（ア）定期乗車券が未使用の場合

当該定期乗車券の有効開始日の前日

（イ）定期乗車券をすでに使用した場合

当該定期乗車券の最終使用日

1-3. 定期乗車券の取扱い（4県を対象とした緊急事態宣言に伴うもの）

2021年8月17日に政府から4県を対象とした特措法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに伴い、**以下（1）に掲げる条件を満たす**定期乗車券を払いもどされるお客さまについては、**2021年8月20日以降当該定期乗車券を使用していない場合**、特例により以下（2）に掲げるうち該当する日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、**1か月単位で計算した額（当該定期乗車券の使用開始後7日以内の場合はご利用日数分の往復運賃を差し引いた額）を払いもどし（所定の手数料がかかります）**いたします。ただし、2021年8月20日以降に当該定期乗車券を使用した場合は、その最終使用日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして取り扱います。

（1）対象となる定期乗車券の条件

条件1：2021年8月19日までに購入したものであること

条件2：緊急事態措置期間（2021年8月20日から緊急事態措置を行う期間の最終日まで）の全部または一部期間をその有効期間に含むこと

条件3：その券面表示区間に緊急事態措置の4県に所在する駅が含まれていること

（2）定期券の払いもどしのお申し出をしたものとみなす日

イ. 2021年8月19日までに有効開始となる定期乗車券の場合

2021年8月20日

※ ただし、2021年8月20日以降の日に当該定期乗車券を使用した場合は、その最終使用日とします。

ロ. 2021年8月20日以降に有効開始となる定期乗車券の場合

（ア）定期乗車券が未使用の場合

当該定期乗車券の有効開始日の前日

（イ）定期乗車券をすでに使用した場合

当該定期乗車券の最終使用日

払いもどし額の計算方法

① 1か月単位で計算する場合

払いもどし額 = 購入額 - 使用経過月数分の定期旅客運賃 - 払戻手数料 220 円

② 使用開始後 7 日以内の場合

払いもどし額 = 購入額 - 使用日数分の片道普通旅客運賃×2 - 払戻手数料 220 円

※ 通常の払いもどし同様、払戻手数料 220 円をいただきます。

定期乗車券払いもどし取扱箇所

京浜急行電鉄定期券窓口（品川駅・横浜駅・上大岡駅・横須賀中央駅）

営業時間 8：00～20：00

払いもどしは、緊急事態宣言解除の翌日から起算して1年以内に定期券窓口でお受けください。

2-1. 回数乗車券の取扱い（東京都を対象とした緊急事態宣言に伴うもの）

2021年7月8日に政府より東京都を対象とした特措法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに伴い、次に掲げる条件を満たす回数乗車券を払いもどしされるお客さまについては、旅客営業規則に定める所定の計算方法により算出した額を払いもどし（所定の手数料がかかります。）いたします。

以下の条件をすべて満たす回数乗車券については、その有効期間がすでに過ぎている場合であっても、特例により有効期間内に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、払いもどしをいたします。

条件1：2021年7月11日までに購入したものであること

条件2：緊急事態措置期間（2021年7月12日から緊急事態措置を行う期間の最終日まで）の全部または一部期間をその有効期間に含むこと

条件3：その券面表示区間に緊急事態措置の東京都に所在する駅が含まれていること

2-2. 回数乗車券の取扱い（3県を対象とした緊急事態宣言に伴うもの）

2021年7月30日に政府より3県を対象とした特措法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに伴い、次に掲げる条件を満たす回数乗車券を払いもどしされるお客さまについては、旅客営業規則に定める所定の計算方法により算出した額を払いもどし（所定の手数料がかかります。）いたします。

以下の条件をすべて満たす回数乗車券については、その有効期間がすでに過ぎている場合であっても、特例により有効期間内に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、払いもどしをいたします。

条件1：2021年8月1日までに購入したものであること

条件2：緊急事態措置期間（2021年8月2日から緊急事態措置を行う期間の最終日まで）の全部または一部期間をその有効期間に含むこと

条件3：その券面表示区間に緊急事態措置の神奈川県に所在する駅が含まれていること

払いもどし額の計算方法

○通常の払いもどし同様、払戻手数料220円をいただきます。

払いもどし額 = 購入額 - (当該区間の普通旅客運賃 × 使用済枚数) - 払戻手数料220円

回数乗車券払いもどし取扱箇所

京急線各駅（泉岳寺駅を除く）

払いもどしは、緊急事態宣言解除の翌日から起算して1年以内にお受けください。